使 用 貸 借 契 約 書

農地法第3条に係る使用貸借の権利設定にあたり、下記のとおり契約します。

う和		年		月	E	1					
	秋	田	市								
	甲	(貸)	È)								
	<i>T</i> I										
_		田	巾								
	乙	(借主	È)								

記

1、使用貸借の目的物

貸主(以下甲という)は、この契約の定める各事項に従い借主(以下乙という)に対し、甲名義の農地等を別表のとおり乙に使用貸借する。

2、使用貸借地の利用目的

乙は、対象農地等を耕作目的以外に使用してはならない。

3、使用貸借の期間

使用貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日 まで 年間とする。

4、契約期間中の解約

契約期間中の途中解約は、特殊な事情(注記)の場合をのぞき、原則として行わない。

- 5、 その他、この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議して定める。
- 6、 念のため本契約書を3通作成し、甲・乙および農業委員会が各1通保管する。

(注記)

- ☆ 後継者が病気やケガで農業経営ができない状態になったとき。
- ☆ 病気療養、就学などのため他市町村に住所を移したとき。
- ☆ 土地改良法に基づく事業によって交換分合したとき。
- ☆ 土地収用法その他の法律に基づく事業(いわゆる公共事業)によって 買収等されたとき。

別 表 (秋田市)

大 字	字	地番	地	目	 面 積(㎡)	備考
八子	7	地 笛	登記	現 況	四 /貝(III <i>)</i> 	7用 <i>行</i>
_	±1 /	1-/				
	+ /	筆				